

## ○議決事件の追加(那覇市議会基本条例抜すい)

〔平成 24 年 12 月 28 日〕  
〔 条 例 第 7 8 号 〕

(議決事件の追加)

第 14 条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。)第 96 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる議決事件の追加を行うものとする。

- (1) 那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。
- (3) その他議会が必要と認める計画等

議会の議決事件とする計画等

	計画名及び 所管部	計画内容	位置付け	計画期間
1	那覇市総合 計画 (企画財務 部)	まちづくりの基本理念 と目標とする6つの都市 像を掲げた基本構想並び に、その実現に向けた25 の政策と60の施策からなる 基本計画を体系的に定め る。 また、協働や市民目線、 持続可能な行財政運営、環 境負荷の4つを政策運営 の姿勢・視点として定め る。	本市の10年間の市 政運営の基本的方 向を定めた、本市の すべての事業実施 の根幹となる計画	平成20年 度～29年度
2	那覇市環境 基本計画 (環境部)	環境の保全と創造に関 する総合的かつ長期的な 施策の大綱のほか、環境の 保全と創造に関する施策 を推進するために必要な 事項を定める。	・那覇市環境基本条 例第8条に基づ き策定 ・那覇市総合計画を 上位計画として 位置付けている。	平成12年 度～平成31 年度 ※平成26 年度に見直 し予定
3	健康なは21 (健康保険 局)	那覇市における健康づ くり施策の総合的計画	総合計画第2章 (2-1-1～2-1-3)	平成17年 度～26年度
4	那覇市都市 計画マスタ ープラン (都市計画 部)	那覇市の都市計画に関 する基本的な方針。概ね 20年間を計画期間とし、 「全体構想」「地域まちづ くり方針」「まちづくりの進 め方」で構成されている。	総合計画を補完す る都市整備事業の 総合的指針であり、 市民に分かりやす く将来の市街地像 を明示する。	平成11年 度からおお むね20年 間
5	那覇市教育 振興基本計 画 (生涯学習 部)	那覇市総合計画の政策、 施策体系に沿って現状・課 題・具体的施策・施策の目 標(数値目標)で構成する 内容となっている。	・教育基本法第17 条に基づく ・第4次総合計画の 部門的計画とし て位置付けてい る(子どもの笑顔 あふれる、ゆたか な学習・文化都 市)	平成23年 度～27年度